

発議第4号

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成19年3月23日提出

提出者 高山市議会議員 松 葉 晴 彦

賛成者 高山市議会議員 長 田 安 雄
蒲 建 一
杉 本 健 三
伊 畠 明 博
小井戸 真 人
松 本 紀 史
谷 澤 政 司
中 田 清 介
藤 江 久 子
北 村 征 男
岩 野 照 和

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書

じん肺については、予防対策、健康管理の充実等、国においても各種対策が講じられてきたところであるが、トンネルじん肺問題は未だに解決されていない状況にある。

こうした中、全国11カ所の地方裁判所で審理が進められてきたトンネルじん肺訴訟の中で、東京地裁、熊本地裁及び仙台地裁において、国の規制権限行使義務の不行使を違法とする司法判断が示された。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共事業によって発生した職業病であること等から、規制権限を有する国が責任を持って解決に向けて取り組むべき重要な問題である。

よって、国におかれては、発注者及び施工者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺根絶の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要望する。

記

1. トンネル建設現場において、定期的な粉じん測定及び測定結果の評価を義務付けること。
2. トンネル建設現場において、坑内労働者が粉じんに暴露される時間を短縮、規制すること。
3. 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者への補償等、救済制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月23日

高山市議会